転科に関する規程

昭和58.12.23

改正 平成20. 4. 1

- 第1条 転科とは、他学科へ転入することをいう。ただし、食物栄養学科への転科は栄養 士養成施設指導要領第七の5により認められない。
- 第2条 転科は年度の初めに行う。
- 第3条 転科は次の手続きによる。
- (1) 転科を希望する在学生は、学級担任と学科長の承認を得て、冬季休業開始前に転科 願(様式第1号)を学長に提出する。
- (2) 転科希望先学科は、学長の依頼を受けて、可否を判定する。なお、転科希望先学科は必要に応じて試験等を実施することができる。
- (3) 教務委員会は、転科希望先学科の議に基づき転科の可否を判断し、可能と認めた場合は、当該学生の転科を教授会に提案する。
- (4) 転科は、教授会での承認により決定する。
- 第4条 入学試験において異なる二学科を受験し、一方の学科の入学手続きを完了した後に、不合格の学科に追加合格となった者については、入学時に追加合格となった学科への転科を学長が認めることができる。なお、食物栄養学科に追加合格した場合については第1条の適用を受けない。

転 科 願

岐阜市立女子短期大学長様	年	月	日
本 人 <u>科</u> 学籍番号	年		専修
<u>氏 名</u>			
保証人 氏名			
私は、下記の理由により転科いたしたいので、許可くだる の上お願いします。	さるよう	5保証/	人連署
記			
希望学科			
転科希望			